

アクション・プランに基づく尼崎市とハローワーク尼崎との一体的実施に向けた提案

平成 26 年 3 月 31 日
尼崎市

1 提案の概要

尼崎市役所本庁舎内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、尼崎市福祉事務所のケースワーカー、就労促進相談員、住宅確保・就労支援員、こども青少年局の母子自立支援員（以下「就労支援員等」という。）と、ハローワーク尼崎の職員が連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

尼崎市においても、稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、これらの稼働能力を有する生活保護受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。また、経済雇用情勢の悪化や高齢化に伴って、生活困窮に陥りやすい人が多い都市の体質となっていることから、貧困に陥らないための予防的観点からの方策として、安定した職への雇用促進、就労支援に重点的に取り組む必要がある。

この点、現在も、尼崎市はハローワーク尼崎と連携した取組みで一定の成果を上げているところであるが、上記の理由からこれまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者

(2) 設置場所

尼崎市役所本庁舎内

(3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と尼崎市が行う生活保護受給者等に対する就労支援を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、尼崎市役所本庁舎内に設置する窓口にハローワーク尼崎の職員を配置し、尼崎市から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

尼崎市は、就労支援員等により、生活保護受給者等に対する就労意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、尼崎市役所本庁舎内に設置されたハローワーク窓口に誘導する。

以 上